

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)を支給します。

(ID:11236)

食費等の物価高騰に直面し、影響を受けるひとり親世帯の支援のため、  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。  
※子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)で支給された児童は対象外となります。

## ○ 対象

### 次のいずれかに該当する人

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者および新たに令和5年4月分の児童扶養手当受給者となった人
- ② 公的年金など(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることで、  
令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない  
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限ります。
- ③ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、令和5年1月以降に  
食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている



## ○ 支給額

### 児童1人当たり一律5万円

## ○ 申請方法及び支給時期 (上記「対象」の該当番号に対応しています)

- ① 申請不要です。**5月31日(水)**に児童扶養手当の振込口座に振り込み済みです。
- ②③ 令和6年2月29日(木)までに子育て応援課までお越しいただくか、ご連絡ください。  
該当する人には、直接窓口で手続きしていただきます。申請内容を審査の上、支給決定を行った後に指定口座に振り込みます。支給時期は、申請日の翌月28日を予定しています。  
※審査は県が行うため、支給までに時間がかかる場合があります。ご承知おきください。



## ○ 要件確認時必要書類 (上記「対象」の該当番号に対応しています)

- ② 令和3年中に支給された年金額がわかる書類(年金通知書、振込額のわかる通帳)、令和3年中の収入額がわかる書類(本人および同住所にお住いの親族分)  
(ご持参いただいた年金額を含む収入が、児童扶養手当の支給制限限度額を下回るかなどを確認します)  
なお、申請者本人および同住所にお住いの親族全ての人の収入が、それぞれ児童扶養手当の**支給制限限度額を下回る**ことが条件となります。
- ③ 令和5年1月以降の任意の1カ月の収入額がわかる書類(本人および同住所にお住いの親族分)  
(年間見込収入が物価高騰の影響を受けて、児童扶養手当の支給制限限度額を下回るほど減少したかなどを確認します)

## ○ 申請時必要書類 (上記「対象」②③共通)

- ・申請者および請求者本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)
- ・振込希望口座(申請者本人名義)の通帳の写し
- ・申請者および対象児童が掲載された戸籍謄本  
(既に、児童扶養手当の受給資格について認定を受けている場合は不要)